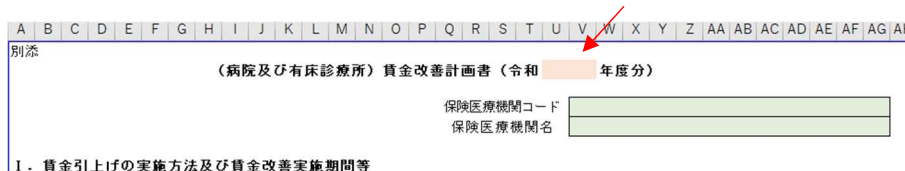


## 記載上の注意（必ずお読みください）

- ① 届出には令和6年4月18日（木）以降に、厚生労働省もしくは地方厚生（支）局のホームページからダウンロードしたExcelファイルを使用してください。下図のとおり、「賃金改善計画書」のシートの提出年度が記載可能になっているものが正しいExcelファイルです。



- ② ベースアップ評価料に係る届出については、医療機関・訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生（支）局都道府県事務所ごとに設定された専用メールアドレス（次ページをご覧ください）にExcelファイルを提出することにより行ってください。なお、PDFファイルや以前にホームページで公開されていたExcelファイルでは、正しく集計ができない場合があります。また、メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面で提出してください。
- ③ 添付するExcelファイルのファイル名に医療機関コードもしくは訪問看護ステーションコードを記載してください。
- ① 例) 9999999\_ベースアップ評価料届出.xlsx
- ④ またメール本文にも、署名等により医療機関名及び連絡先を記載してください。
- ⑤ 地方厚生（支）局都道府県事務所が貴医療機関等からのメールを受信したときは、専用メールアドレスから「メールを受信した」旨の自動返信をいたしますので、ご確認をお願いいたします。（この受信確認は届出の受理のことではありません）
- ⑥ 届出期限の最終日付近など医療機関等からのメールが殺到した場合には、エラーメッセージが届きます。なるべく早期の提出をお願いするとともに、エラーメッセージが届いた場合には、お手数ですが、時間をおいてメールの再送をお願いいたします。
- ⑦ 専用メールアドレスへのメールには、ベースアップ評価料の届出様式以外のファイルを添付しないでください。また、専用メールアドレスへのご質問やご意見にはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

## ベースアップ評価料 届出専用メールアドレス一覧

届出書作成に当たっては、様式の「記載上の注意」を確認して作成してください。

※メール送付する際の注意点

- ①管轄の厚生局都道府県事務所を確認の上、メールを送付してください。
  - ②ベースアップ評価料の届出様式以外のファイルは添付しないでください。
  - ③送付するファイル名の冒頭に医療機関コード又は訪問看護ステーションコードを記載してください。
- ※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「●」を「@」に置き換えてください。

都道府県番号	管轄地域	都道府県名	メールアドレス	
01	北海道厚生局	北海道	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU01●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU01●mhlw.go.jp</a>	
02	東北厚生局	青森県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU02●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU02●mhlw.go.jp</a>	
03		岩手県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU03●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU03●mhlw.go.jp</a>	
04		宮城県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU04●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU04●mhlw.go.jp</a>	
05		秋田県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU05●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU05●mhlw.go.jp</a>	
06		山形県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU06●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU06●mhlw.go.jp</a>	
07		福島県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU07●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU07●mhlw.go.jp</a>	
08	関東信越厚生局	茨城県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU08●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU08●mhlw.go.jp</a>	
09		栃木県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU09●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU09●mhlw.go.jp</a>	
10		群馬県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU10●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU10●mhlw.go.jp</a>	
11		埼玉県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU11●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU11●mhlw.go.jp</a>	
12		千葉県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU12●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU12●mhlw.go.jp</a>	
13		東京都	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU13●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU13●mhlw.go.jp</a>	
14		神奈川県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU14●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU14●mhlw.go.jp</a>	
15		新潟県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU15●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU15●mhlw.go.jp</a>	
19		山梨県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU19●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU19●mhlw.go.jp</a>	
20		長野県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU20●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU20●mhlw.go.jp</a>	
16		東海北陸厚生局	富山県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU16●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU16●mhlw.go.jp</a>
17			石川県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU17●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU17●mhlw.go.jp</a>
21	岐阜県		<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU21●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU21●mhlw.go.jp</a>	
22	静岡県		<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU22●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU22●mhlw.go.jp</a>	
23	愛知県		<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU23●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU23●mhlw.go.jp</a>	
24	三重県		<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU24●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU24●mhlw.go.jp</a>	
18	近畿厚生局	福井県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU18●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU18●mhlw.go.jp</a>	
25		滋賀県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU25●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU25●mhlw.go.jp</a>	
26		京都府	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU26●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU26●mhlw.go.jp</a>	
27		大阪府	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU27●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU27●mhlw.go.jp</a>	
28		兵庫県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU28●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU28●mhlw.go.jp</a>	
29		奈良県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU29●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU29●mhlw.go.jp</a>	
30		和歌山県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU30●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU30●mhlw.go.jp</a>	
31	中国四国厚生局	鳥取県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU31●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU31●mhlw.go.jp</a>	
32		島根県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU32●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU32●mhlw.go.jp</a>	
33		岡山県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU33●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU33●mhlw.go.jp</a>	
34		広島県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU34●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU34●mhlw.go.jp</a>	
35		山口県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU35●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU35●mhlw.go.jp</a>	
36	四国厚生支局	徳島県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU36●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU36●mhlw.go.jp</a>	
37		香川県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU37●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU37●mhlw.go.jp</a>	
38		愛媛県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU38●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU38●mhlw.go.jp</a>	
39		高知県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU39●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU39●mhlw.go.jp</a>	
40	九州厚生局	福岡県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU40●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU40●mhlw.go.jp</a>	
41		佐賀県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU41●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU41●mhlw.go.jp</a>	
42		長崎県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU42●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU42●mhlw.go.jp</a>	
43		熊本県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU43●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU43●mhlw.go.jp</a>	
44		大分県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU44●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU44●mhlw.go.jp</a>	
45		宮崎県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU45●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU45●mhlw.go.jp</a>	
46		鹿児島県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU46●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU46●mhlw.go.jp</a>	
47	沖縄県	<a href="mailto:baseup-hyoukarYOU47●mhlw.go.jp">baseup-hyoukarYOU47●mhlw.go.jp</a>		

# ベースアップ評価料の 届出様式と賃金改善計画書の 記載例

※実際の入力にあたっては  
様式や計画書中の記載上の注意や、  
施設基準通知等も必ず参照してください。

受理番号 (訪ベI1) 号

受付年月日 年 月 日 決定年月日 年 月 日

訪問看護ベースアップ評価料(I)の施設基準に係る届出書添付書類

1 訪問看護ステーションコード(7桁)

9999999

訪問看護ステーション名

●●訪問看護ステーション

訪問看護ステーションコードを7桁で入力してください(7桁以外の数字だとエラーが出ます)

ステーション名を記載してください

2 届出を行う評価料

訪問看護ベースアップ評価料(I)

届出を行う場合はチェックしてください

3 対象職員(常勤換算)数

10.0 人

対象職員(常勤換算)数を入力します

- ※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(専ら管理者の業務に従事する者及び事務職員を除く。)をいう。
- ※ 0以上の数であること。

【言】 「訪問看護ベースアップ評価料(I)の施設基準に係る届出書添付書類」の入力は終わりです。  
 次に、

- ・ 訪問看護ベースアップ評価料(II)を算定しないステーションは、「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」の入力を行います。⇒5ページへ
- ・ 訪問看護ベースアップ評価料(II)を算定するステーションは、「別紙様式11\_訪問看護ベースアップ評価料(II)」の入力を行います。⇒7ページへ

賃金引き上げ計画書作成のための計算シート  
(訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)を算定しない訪問看護ステーション向け)

1 訪問看護ステーションコード(7桁)

訪問看護ステーション名

緑色の箇所は記載不要  
(関連する箇所を記載  
すると自動的に記載さ  
れます) 他の緑色の箇  
所も同じです。

2 該当する届出

算出を行う月

新規  区分変更

3月  6月  9月  12月

※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。

該当する区分を選択し  
ます

算出を行う月を選択し  
ます。例えば、6月か  
ら算定を開始する場合  
は、「3月」を選択し  
ます。

3 対象職員の給与総額、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み、【A】の値

(1) 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間

① 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象となる期間

前年3月～2月  前年6月～5月  前年9月～8月  前年12月～11月

② 算出の際に用いる訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)・医療保険の利用者割合の対象となる期間

前年12月～2月  3月～5月  6月～8月  9月～11月

(2) 対象職員の給与総額

給与対象月	対象職員の給与総額	給与対象月	対象職員の給与総額
2023年3月	3,000,000円	2023年9月	3,000,000円
2023年4月	3,000,000円	2023年10月	3,000,000円
2023年5月	3,000,000円	2023年11月	3,000,000円
2023年6月	3,000,000円	2023年12月	3,000,000円
2023年7月	3,000,000円	2024年1月	3,000,000円
2023年8月	3,000,000円	2024年2月	3,000,000円

各月の対象職員の給与  
総額を記載します。

1月当たり給与総額  円 (前回届出時  円)

- ※ 給与対象月は3(1)①の期間を記載すること。
- ※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。) また、本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
- ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

(3) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定回数・金額の見込み

① 訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数

算定月	訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問の場合)
2023年12月	100回
2024年1月	100回
2024年2月	100回

各月の訪問看護管理療  
養費(月の初日の訪問  
の場合)の算定回数を  
記載してください

1月当たり算定回数  回 (前回届出時  回)

- ※ 算出対象となる期間(算定月)は6(1)②の期間を記載すること。各月に算定した訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数を記載すること。
- ※ 自費の訪問看護のみの利用者については、計上しないこと。公費負担医療や労災保険制度等、指定訪問看護の費用額算定表に従って訪問看護療養費が算定される利用者については、計上すること。
- ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

②算定される金額の見込み

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定回数見込み

100.0 回 (前回届出時 0.0 回)

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定により算定される金額の見込み

78,000 円 (前回届出時 0 円)

(4) 医療保険の利用者割合(対象期間の1月当たりの平均)

算定月	医療保険の実利用者数	介護保険の実利用者数
2023年12月	200人	200人
2024年1月	200人	200人
2024年2月	200人	200人
1月当たりの利用者数	200人	200人

各月の医療保険の実利用者数を記載してください

各月の介護保険の実利用者数を記載してください

医療保険の利用者割合 50.0% (前回届出時 )

- ※ 算出対象となる期間(算定月)は6(1)②の期間を記載すること。
- ※ 同一月に医療保険と介護保険の両者から訪問看護を受けた利用者は、医療保険の利用者として集計すること。

(5) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)により行われる給与の改善率

5.20% (前回届出時 #DIV/0! )

【記載上の注意】

- 「3(2)」の「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし「(参考) 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」の入力は終わりです。次に、
  - 「(別添1) 賃金改善計画書(訪問看護ステーション)」の入力を行います。 ⇒10ページへ

受理番号 (訪ベⅡ) 号

受付年月日 年 月 日

決定年月日 年 月 日

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の施設基準に係る届出書添付書類 (新規・3、6、9、12月の区分変更)

1 訪問看護ステーションコード(7桁) 9999999  
 訪問看護ステーション名 ●●訪問看護ステーション

2 届出を行う評価料

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)

届出を行う場合は  
チェックしてください

3 該当する届出

算出を行う月(届出基準別表3を参照)

新規  
 区分変更 (  3月  6月  9月  12月 )

該当する区分を選択し  
ます

※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。  
 ※ 例えば令和6年6月より算定を開始する場合、令和6年3月に算出を行う。

算出を行う月を選択し  
ます。例えば、6月か  
ら算定を開始する場  
合は、「3月」を選択し  
ます。

4 対象職員(常勤換算)数

10.0 人

※ 原則2.0人以上であるが、以下の項目に該当する場合はその限りではない。  
 対象職員(常勤換算)数が2.0人未満の場合、特定地域に所在する訪問看護ステーションに該当するか。

対象職員(常勤換算)  
数を入力します

5 社会保険診療等に係る収入金額(※)の合計額が、総収入の80/100を超えること。

※ 【記載上の注意】4を参照

該当する場合はクリッ  
クして☑にします。

6 対象職員の給与総額、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の区分の上限を算出する値【A】

(1)算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間

①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象となる期間(上記「3」の入力に連動)

前年3月～2月  前年6月～5月  前年9月～8月  前年12月～11月

②算出の際に用いる訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)・医療保険の利用者割合の対象となる期間

【算出の際に用いる「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の対象期間】(上記「3」の入力に連動)

前年12月～2月  3月～5月  6月～8月  9月～11月

該当する場合はクリッ  
クして☑にします。

(2)対象職員の給与総額

給与対象月	対象職員の給与総額	給与対象月	対象職員の給与総額
2023年3月	5,000,000円	2023年9月	5,000,000円
2023年4月	5,000,000円	2023年10月	5,000,000円
2023年5月	5,000,000円	2023年11月	5,000,000円
2023年6月	5,000,000円	2023年12月	5,000,000円
2023年7月	5,000,000円	2024年1月	5,000,000円
2023年8月	5,000,000円	2024年2月	5,000,000円

各月の対象職員の給与  
総額を記載します。

1月当たり給与総額 5,000,000 円 (前回届出時 円)

※ 給与対象月は6(1)①の期間を記載すること。  
 ※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)また、本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。  
 ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

(3) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定回数・金額の見込み

① 訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数(実績)

算定月	訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問の場合)
2023年12月	75回
2024年1月	75回
2024年2月	75回

各月の訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数を記載してください

1月当たり算定回数 75.0 回 (前回届出時   回)

- ※ 算出対象となる期間(算定月)は6(1)②の期間を記載すること。各月に算定した訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数を記載すること。
- ※ 自費の訪問看護のみの利用者については、計上しないこと。公費負担医療や労災保険制度等、指定訪問看護の費用額算定表に従って訪問看護療養費が算定される利用者については、計上すること。
- ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

② 算定される金額の見込み

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定回数見込み

75.0 回 (前回届出時 0.0 回)

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定により算定される金額の見込み

58,500 円 (前回届出時 0 円)

(4) 医療保険の利用者割合(対象期間の1月当たりの平均)

算定月	医療保険の実利用者数	介護保険の実利用者数
2023年12月	400人	10人
2024年1月	400人	10人
2024年2月	400人	10人
1月当たりの利用者数	400人	10人

各月の医療保険の実利用者数を記載してください

各月の介護保険の実利用者数を記載してください

医療保険の利用者割合 97.6% (前回届出時  )

- ※ 算出対象となる期間(算定月)は6(1)②の期間を記載すること。
- ※ 同一月に医療保険と介護保険の両方から訪問看護を受けた利用者は、医療保険の利用者として集計すること。

(5) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)により行われる給与の改善率

1.19% (前回届出時 #DIV/0!)

(6) 【A】の値

0.5 (前回届出時  )

$$【A】= \frac{\text{対象職員の給与総額} \times \text{医療保険の利用者割合} \times 1.2 - \text{訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)}}{\text{訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定回数見込み}}$$

7 前回届け出た時点との比較

- 前回届出時と比較して、
- 対象職員の給与総額(6(2))の変化は1割以内である。
  - 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される金額の見込み(6(3))の変化は1割以内である。
  - 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定回数の見込み(6(3))の変化は1割以内である。
  - 【A】の値(6(5))の変化は1割以内である。

※ 上記全てに該当する場合、区分変更は不要。



8 6により算出した【A】に基づき、該当する区分

(1) 算定が可能となる区分

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1

(2) 届出する区分(いずれかを選択)

<input type="radio"/>	届出なし
<input checked="" type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)2
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)3
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)4
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)5
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)6
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)7
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)8
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)9
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)12
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)13
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)14
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)15
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)16
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)17
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18

算定が可能となる区分が表示されます。また、算定不可となった場合は、届出を行うことはできませんので、本様式の記載は不要です。

算定が可能となる区分に基づき、届出する区分を選択します。算定不可となった場合は、届出を行うことはできませんので、本様式の記載は不要です。

【記載上の注意】

- 1 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の届出を行う場合は、別添2「賃金改善計画書」を添付すること。
- 2 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。  
常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該訪問看護ステーションにおいて定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1)とする。
- 3 「4」の特定地域とは、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域を指すこと。
- 4 「5」の「社会保険診療等に係る収入金額」については、社会保険診療報酬のほか、労災保険制度等の収入が含まれる。

「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の施設基準に係る届出書添付書類」の入力は終わりです。

次に、

- ・ 「(別添1) 賃金改善計画書(訪問看護ステーション)」の入力を行います。 [⇒10ページへ](#)

また、本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。

- 6 「7」のいずれにも該当する場合は、区分の変更を行わないものとする。

別添 1

(訪問看護ステーション) 賃金改善計画書 (令和  年度分)

訪問看護ステーションコード (7桁)  
訪問看護ステーション名

9999999

●●訪問看護ステーション

届出を行う年度を記載  
します。

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

①賃金引上げの実施方法

- 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
- 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

賃金引上げの実施方法  
を選択します。

②賃金改善実施期間

令和  年  月 ~ 令和  年  月  ケ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

賃金改善実施期間を入力  
します。最長12ヶ月  
であり、終期は翌年  
の3月となります。

③ベースアップ評価料算定期間

令和  年  月 ~ 令和  年  月  ケ月

- ※ 「③ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
- ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

ベースアップ評価料の  
算定期間を入力しま  
す。最長12ヶ月で  
すが、令和6年度にお  
いては、6月以降に算  
定可能となり、終期は  
翌年の3月となります。

II. 訪問看護ベースアップ評価料(II)の届出有無

- ※ 訪問看護ベースアップ評価料(II)を届け出ない場合は、以下④の「訪問看護ベースアップ評価料(I)による算定金額の見込み」及び「訪問看護ベースアップ評価料(I)の算定により算定される点数の見込み」は「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(訪問看護ベースアップ評価料(II)を算定しない訪問看護ステーション向け)」により計算を行うこと

有

届出を行う場合は  
チェックしてください

III-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み

④算定金額の見込み	592,500 円
訪問看護ベースアップ評価料(I)による算定金額の見込み	585,000 円
訪問看護ベースアップ評価料(II)による算定金額の見込み	7,500 円
訪問看護ベースアップ評価料(II)の区分及び点数 (訪問看護ベースアップ評価料(II)1)	10 円
訪問看護ベースアップ評価料(II)の算定回数の見込み	750 回
⑤令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)	92,500 円
⑥前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	0 円
⑦算定金額の見込み(繰越額調整後) (④-⑤+⑥)	500,000 円

別紙様式11に入力した  
結果が反映されていま  
す。⑤、⑥について、  
予定している場合、該  
当がある場合に入力し  
ます。

※ 「⑦算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「⑨うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

<b>Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額</b>	
⑧全体の賃金改善の見込み額	1,000,000 円
⑨うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み(⑦の再掲)	500,000 円
⑩うち、⑨以外によるベア等実施分	380,000 円
⑪うち、定期昇給相当分	120,000 円
⑫うち、その他分(⑧-⑨-⑩-⑪)	0 円

計画書中の※記載に基づき、⑧⑩⑪を入力します。

- ※ 「⑧全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「⑨うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充てること。
- ※ 「⑩うち、⑨以外によるベア等実施分」については、訪問看護ステーションにおける経営上の余剰等を届け出ることにより、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※ 「⑪うち、定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。  
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- ※ 「⑫うち、その他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

<b>Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項</b>	
⑬対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	10.0 人
医療保険の利用者割合	97.6%
賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	5,000,000 円
⑭賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	4,878,049 円
賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	5,083,333 円
⑮賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	4,959,350 円
⑯⑭に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑮-⑭)	81,301 円
⑰うち、定期昇給相当分	10,000 円
⑱うち、ベア等実施分	71,301 円
⑲ベア等による賃金増率(⑱÷⑭)	1.5%

対象職種全体と、各職種の基本給、給与総額に係る事項をそれぞれ入力します。  
ここでいう基本給とは、労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法による支給額をいいます。

<b>Ⅴ. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項</b>	
⑳看護職員等の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	7.0 人
医療保険の利用者割合	97.6%
賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	3,500,000 円
㉑賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	3,414,634 円
賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	3,558,333 円
㉒賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	3,471,545 円
㉓㉒に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(㉒-㉑)	56,911 円
㉔うち、定期昇給相当分	7,000 円
㉕うち、ベア等実施分	49,911 円
㉖ベア等による賃金増率(㉕÷㉑)	1.5%

<b>Ⅵ. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の基本給等に係る事項</b>	
㉗PT・OT・STの常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	1.0 人
医療保険の利用者割合	97.6%
賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	500,000 円
㉘賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	487,805 円
賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	508,333 円
㉙賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	495,935 円
㉚㉘に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(㉙-㉘)	8,130 円
㉛うち、定期昇給相当分	1,000 円
㉜うち、ベア等実施分	7,130 円
㉝ベア等による賃金増率(㉜÷㉘)	1.5%



【記載上の注意】

1 「①賃金引上げの実施方法」は、該当する賃金引上げの実施方法について選択すること。  
なお、令和7年度に新規届出を行う場合については、「令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。」を選択すること。

2 「④賃金改善実施期間」は、原則1月1日(年度の途中でも当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定

賃金改善計画書の入力は終わりです。

賃金改善計画書の入力 completed したら、このExcel ファイルを地方厚生(支)局都道府県事務所の専用メールアドレスへ提出します。提出の際、Excel のファイル名にステーションコード・ステーション名を記載してください。

例) 「9999999●●ステーション\_ベースアップ評価料届出.xlsx」

業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「⑨うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。